

税 務 と 経 営

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

ヒント

雪の利用

雪国の人にとって、雪は、除雪、雪害、金も手間もかかり、命にも関わる厄介者。その雪を活用する技術が進歩している。融けてしまう雪も次のシーズンまで残せるようになり、ITを使って大量の雪の温度や湿度調節も細かくできるようになった。北海道では雪冷房マンションが誕生し、新潟では雪冷熱エネルギー住宅が出来ているが、北海道の沼田町は巨大な「人工雪山」を作り、地域一帯で雪山の雪を溶かし、多段階利用する雪山プロジェクトを展開している。雪さえあれば冷房費がかからないとあれば、高速道路の傍に雪を貯め、施設をつくるとか、スノーバレーで国家備蓄拠点にすることも。月刊ビッグライフ21所載。

税 務

ミニガイド

妊婦に対して行う母体血を用いた出生前遺伝学的検査の費用は、胎児の染色体の数的異常を調べる診断の一種であって、検査を行った結果、染色体の数的異常が発見されても、それが治療につながらないとされているため医師による診察等の対価には該当せず、医療費控除の対象とはなりません。



ヒント



フキのトウ(新潟)

鎌形 久/オアシス

消費税簡易課税制度

□簡易課税制度

中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）とは、実際の課税仕入れ等の税額を計算するのではなく、課税売上高に対する税額に事業の区分に応じた一定割合（みなし仕入率）を乗じた額を仕入控除額とするものです。

簡易課税制度は、事業者が、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について、納税地を所轄する税務署長に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合に、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間に適用されます。

□みなし仕入率

平成26年度税制改正によって、平成27年4月1日以後に開始する課税期間のみなし仕入率は、事業の区分に応じて、次のとおりとなります。

- ①第一種事業（卸売業） 90%
- ②第二種事業（小売業） 80%
- ③第三種事業（製造業等） 70%
- ④第四種事業（その他の事業—飲食店業等）
60%
- ⑤第五種事業（サービス業—飲食店業を除く
サービス業・金融業及び保険業・運輸通信業等）
50%
- ⑥第六種事業（不動産業） 40%

□事業の区分の判定

事業者が行う事業が第一種事業から第六種事業までのいずれに該当するかの判定については、原則として、その事業者が行う課税資産の譲渡等ごとに行うことになります。

□固定資産等の売却収入の事業区分

事業者が自己において使用していた自動車や器具備品などの固定資産等を譲渡した場合には、その営む本業の事業の種類にかかわらず、第四種事業に該当することになります。



○日本で造幣局ができたのは明治4年。その際、貨幣を貳分金などの長方形にするか、小判などの楕円形にするか、円形にするかの議論があった。そこで、責任者であった大阪経済界重鎮の五代友厚が、「金のことは口に出しにくい場合もあるが、二本の指で丸を作れば金だと一目でわかる」と、円形を提案。貨幣は円形になり、単位も両から円に切り替えられた。



□簡易課税制度の取りやめ

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、簡易課税制度の適用をとりやめようとする場合には、適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに、その納税地を所轄する税務署長に、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けた場合、2年間継続適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、適用をとりやめることはできません。

□経過措置

平成26年9月30日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度であっても、その届出書に記載した適用開始課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始する事業年度については、改正前のみなし仕入率が適用されることになります。

したがって、平成26年度税制改正によって業種区分が変更された、金融業及び保険業（改正前は第四種事業、改正後は第五種事業）、不動産業（改正前は第五種事業、改正後は第六種事業）については、この経過措置の対象となっています。

印紙税をめぐる 税務調査と留意点

電子商取引が増加してきた現在でも、印紙税調査は結構行われています。

□調査の手法

印紙税調査は単独でも行われますが、原則法人税や所得税の実地調査の際に同時に行われるのが主流です。

また、意外かも知れませんが、印紙税は税理士業務に含まれていませんので、税理士は「税務代理人」にはなれません。よって、税務代理権限証書の対象税目に印紙税を記載して提出しても、事務通知は納税者本人になされるのがスジとなります。

□不納付文書が発見された場合

不納付文書につき調査官から指摘があった場合には、次のような手順となります。調査官は、その調査内容の結果を検討して納税者に対して

次のような説明を行います。すなわち、「更正決定等すべきと認めた非違事項の内容及び不納付事実申出書が提出された場合の過怠税の金額等の説明」です。その後、不納付の申出の勧奨が行われます。「不納付事実申出書」が納税者から提出されると、1.1倍の過怠税が賦課決定されます。また、3倍の過怠税がケースによっては賦課されます。

□調査対象期間

仮に法人との同時調査であれば、通常の調査機関、3年及び進行期のうち調査着手日の属する月の前月までの期間とされます。

□留意点

前述通り、印紙税は税理士業務ではありませんので、仮に納税者の同意があっても、印紙税に係る事前通知や調査内容の結果は、必ず納税者に対して行われることとなります。

但し、調査の現場では弾力的事務運営により、一定の場合には、調査官が必要と認めた範囲で調査立ち会いや調査結果の内容説明の際に税理士の同席が認められる場合もあるようです。

ナマの税務相談室

Q 先生、大変ご無沙汰
いたしております。

実は高齢の母が永眠いたしました。兄弟は私と弟のみの二人兄弟です。

A こちらこそ暫くです。あのお元気なお母様が亡くなられましたか。

Q 最後は風邪で亡くなりましたが、頭の方はしっかりしていました。

実はお恥ずかしいことを告白いたしますが、弟は酒癖が悪く、飲みだすと半端ではないのです。5年前に父が亡くなりましたが、本当には手を焼いていました。

父は、どこに勤めても酒が原因ですぐ退職してしまう弟を案じて、生活を守ってあげようと1棟のビルを贈与したのですが。

A 思い出しましたよ。もう大分経ちますが、贈与税のことで、お父様と弟さんが一度ご相談に見えましたね。お見かけしたところ大人しそうな感じでしたがね。

親が築いた財産も 子供次第の一例

Q そうなんです。酒が入っていないときは大人しいのですが、酒を飲みだすとまるで別人になるのです。

それを母は案じて、母の財産は遺言ですべて私に相続させると公正証書を作りました。弟が相続すると母の財産は一挙に消滅することが目に見えていますから。

A そうですか。ご両親が苦勞して財産をお残しになったのに。

Q 弟にも遺留分があると聞いていますが、ご教示下さい。

A 遺留分は、民法第1028条で決められていますが、被相続人の財産の2分の1です。ね。兄弟二人ですから弟さんは4分の1の権利となります。

Q いずれ弟が遺留分の減殺請求訴訟を起こしてくることは覚悟しています。その時はまた宜しく願いたします。

ナマの税務相談室

税務における 一事不再理

刑 事事件では、判決が確定したなら、同一事件については再度審理を許さないことになっています。これを一事不再理と言います。

税 務訴訟では、行政処分の違法性一般、租税債務総額の適否が訴訟の内容とされているので、それは講学的に「総額主義」と言われ、確定判決については、完全な一事不再理の結果となります。従って、その後に税務申告の違法や過大納付が発見されても判決により確定した税額を変更することはできません。

税 法では、更正処分がなされたあと、再度の再更正処分や再々更正処分がなされ得ることとされています。再更正処分も「調査により」行

うこととされているので、一度なされた調査のあと、再更正に際しては、再調査が行われることとなります。

そ うすると、判決以外の場面においては、一事不再理はなさそうです。しかし、何度も何度も税務調査や更正処分を行うことができるのだとすると、公権力による恣意的な嫌がらせが許されてしまうように見えます。でも、税務調査が終了し、更正処分や修正申告がなされた後、あるいは審判所の裁決が出た後、それを覆すような再更正が行われることは寡聞にして、事例をほとんど知りません。

税 法では、再調査は「新たに得られた情報に照らし非違があると認められると

き」にのみ行うこととされています。ここにいう「新たに得られた情報」とは、先の調査の時点では想定外の情報と言わざるを得ないようなもので、反面調査などで出てきた思いがけない反面資料などが推測され、また、通達の例示として移転価格のみの調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うとき、としています。すなわち、既に有する情報だけでは再度の税務調査を行うことはできませんので、その限りでの一事不再理となります。同一情報下での一事不再理です。

従 って、納税者から理由附記不備を指摘された更正処分について、すかさず理由附記の完全な更正処分をし直す、ということは当然にできません。上記の通り、調査抜きの更正処分が許されず、再調査には新たな情報の取得が前提、とされているからです。

3月は所得税の確定申告や個人事業者の消費税の確定申告など、多忙で、春の気配も見落としそうです。忙中の閑、木の芽に春の気配。木によって遅速はあっても、それぞれの木が春の芽立の浅緑や紅の美しさを持っていきます。美しいばかりでなく、生まれる生命力をも感じさせます。「くぬぎ原さ、やく如く木の芽かな 虚子」
6日啓蟄、21日春分。



その日
その日
一年中で最善の日である。

(アメリカの哲学者 エマーソン)

3月の税務メモ

(国税)

- 2月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 26年分の所得税確定申告
- 26年分の贈与税申告
- 青色申告の承認申請 (それに伴う専従者給与届等の提出)
- 26年分の個人事業者の消費税申告
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

10日
16日
〃
〃
31日
〃
〃

(地方税)

- 2月分個人住民税特別徴収分の納付
- 26年分の個人住民税・事業税の申告 (所得税確定申告者は申告不要)
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。